



愛知県子育て世帯 臨時特別給付金のお知らせ

愛知県では、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、子育て世帯を対象に臨時特別給付金を支給します。

※12月号でご案内した、本村の給付金とは別の給付金となります。

●対象者

愛知県内に在住する令和4年9月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者の方

●支給額

児童1人当たり、1万円

対象の方にはご案内をお送りしましたので、ご確認ください。

申請が必要な方は期日までの申請にご協力ください。

●問合せ先 民生部住民課

予約不要でカードの受け取りとカードの申請を受け付けます

1月15日(日)午前9時～午後1時

次の必要書類を持って住民課までお越しください。

①受け取りをご希望の方

- ・個人番号カード交付通知書(ハガキ)
- ・通知カード(薄緑色の紙のカード)
- ・本人確認書類

1点で確認できるもの・・・運転免許証、パスポート等

2点で確認できるもの・・・健康保険証、介護保険証、学生証等

②申請をご希望の方

お持ちであれば申請書、なければ本人確認書類のご提示をお願いします。



※病気・介護等やむを得ない理由によりカードの申請・受け取りが困難な場合は住民課までご相談ください。

●問合せ先 民生部住民課

**物価高騰対策商品券は
早めのご使用を**

令和4年8月に、本村の全世帯へ「物価高騰対策商品券」を送付しました。使用期限が近づいていきますので、お早めにご使用ください。

●**使用期限**

2月28日(火)

●**問合せ先**

総務部総務課

**すこやか商品券は
早めのご使用を**

令和4年9月に、自らの健康を維持している65歳以上の方へ『すこやか商品券』を送付しました。使用期限が近づいていますので、お早めにご使用ください。

●**使用期限**

2月28日(火)

●**問合せ先**

すこやかセンター内福祉課



**第3回 とびしまルシェ
出店者募集**



飛島村観光交流協会では、次のとおり第3回とびしまルシェの開催を計画しています。
飛島村の地産品を使った出店をしてくださる方、飛島村だからこそできるワークショップや体験を企画してくださる方、その他、飛島村の賑わいの創造に協力してくださる方を募集します。

●**開催日時**

3月19日(日)
午前10時～午後2時(予定)

●**開催場所**

飛島村役場 特設会場
(飛島村役場 西側駐車場付近)(予定)

●**出店料**

1,000円(協会会員は無料)

●**ブースサイズ**

原則として1小間(出店サイズ)
約2.7m×1.8m(予定)

※上記サイズは、キッチンカーを除きます

※1小間以上のサイズをご希望の出店者は、別途ご相談ください

※原則として1ブースにつき出店できるのは1屋号までです

※複数ブースを希望される方は別途主催者までご連絡ください

●**出店可能なジャンル**

フード/生鮮品(卵、野菜、果物等)/植物/衣類/雑貨/ワークショップ 等
その他、主催者が認めたもの

●**申込期限**

1月13日(金)
午後5時(必着)

●**出店者説明会およびブース位置抽選日**

2月7日(火)
午後3時～(予定)

出店ご希望の方には募集要項をお送りします
また、詳細についてご不明な点は、次の問合せ先へご連絡ください

●**問合せ先**

飛島村観光交流協会事務局(総務部企画課内)



愛知県知事選挙のお知らせ

●投票日および投票時間

2月5日(日) 午前7時～午後8時

●投票場所

飛島投票区 すこやかセンター 集会室

大宝投票区 大宝八島集会所

政成投票区 新政成一時避難所

●公示日

1月19日(木)

●住所要件

令和4年10月18日以前から引き続き村内に住んでいる方で、選挙人名簿に登録されている方

●年齢要件

平成17年2月6日以前に生まれた方(投票日現在で満18歳以上の方)

●期日前投票

選挙は、選挙期日(投票日)に投票所で投票することが原則となっていますが、投票日に仕事や旅行などの理由で投票所に行けない方のために、期日前投票制度が設けられています。

投票所入場券裏面への期日前投票宣誓書の記入について

本村では、期日前投票宣誓書を投票所入場券の裏面に印刷しています。

事前にご自宅等で住所や氏名等をご記入いただくことにより、期日前投票所での受付がスムーズに済みます。期日前投票される場合は、投票所入場券裏面の宣誓書にご記入いただき、期日前投票所へお持ちください。

なお、選挙当日に投票される方は、期日前投票宣誓書への記入は不要です。

期日前投票期間

1月20日(金)～2月4日(土)

午前8時30分～午後8時

投票場所

飛島村役場1階 会議室B

※総務部総務課までお越しください。

●不在者投票

本村以外の選挙管理委員会での投票や病院・老人ホーム等の指定施設での投票をすることができる制度です。

不在者投票期間

1月20日(金)～2月4日(土)

飛島村から他の市町村へ転出した方

本村の選挙人名簿に登録されている方が愛知県内の他市町村へ転出し、転出先でまだ選挙人名簿に登録

されておらず、引き続き居住している時には「愛知県内に引き続き住所を有する旨の証明書」を持参するか、または本村投票管理者等に確認を求め、本人確認を行うことで本村の投票所で投票ができます。

飛島村以外の選挙管理委員会で投票を行う場合

宣誓書・請求書に必要な事項を記入のうえ、飛島村選挙管理委員会へ提出してください。(宣誓書・請求書用紙は飛島村選挙管理委員会へ請求してください。)

宣誓書・請求書が飛島村選挙管理委員会に届きましたら住所地(滞在地)へ投票用紙や不在者投票証明書等を送付しますので、到着後、最寄りの選挙管理委員会で不在者投票をしてください。

病院や指定施設での投票の場合

病院や施設の方に申し出てください。病院、施設が投票用紙などの請求を行いますので、病院、施設の指示に従って投票を行ってください。

●郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、投票所に行っても投票することができない方のために、郵便により投票ができる制度です。ただし、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付および介護保険の要介護認定を受けている方で次の方が該当となります。

※詳しくは、選挙管理委員会までお問合せください。

郵便等による不在者投票のできる方

交付手帳等名 障害等の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険の被保険者証
両下肢・体幹	1級または2級	特別項症から第2項症まで	—
移動機能	—	—	—
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級	特別項症から第3項症まで	—
肝臓	1級から3級まで	—	—
免疫	—	—	—
要介護状態区分	—	—	要介護5

代理記載のできる方(郵便等による不在者投票のできる方のうち、下表に該当する方)

交付手帳等名 障害等の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢または視覚	1級	特別項症から第2項症まで

●問合せ先

総務部総務課内飛島村選挙管理委員会

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の 申請手続きはお済みですか

受給するためには、申請手続きが必要です。
申請期限までに手続きをお願いします。

申請期限:1月31日(火)

《申請手続き》

(1) 令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

- ① 令和4年1月1日以前から本村に居住しており、世帯全ての方が令和4年度住民税均等割が非課税の世帯
⇒ 確認書を送付しています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒にて返送してください。
- ② 令和4年1月2日以降に転入した方を含む世帯
⇒ 本村から前住所地に照会した結果、世帯全ての方が非課税と判明した世帯に確認書を送付しています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒にて返送してください。
- ③ 令和4年度住民税が未申告の方を含む世帯
⇒ 申請書を送付しています。必要事項を記入し、添付資料とともに同封の返信用封筒にて返送してください。

(2) 令和4年1月～12月のうち任意の1カ月の収入が、予期しない理由により減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯

- ⇒ 申請が必要です。申請書類については、すこやかセンター内福祉課にて配布をしています。
- ※収入減少があらかじめ明らかになっている場合は、支給対象とはなりません。

※(1)、(2)ともに住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成されている世帯、租税条約が適用されている方がいる世帯は支給対象となりません。

●受付窓口

すこやかセンター内福祉課

●本給付金に関する問合せ先

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

受付時間 午前9時～午後8時(土曜・日曜および祝日、12月29日～1月3日は除く)

フリーダイヤル ☎0120-526-145



保険税(料)納付状況のお知らせを送付します

確定申告などの際、前年の1月から12月末に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、社会保険料控除の対象です。次の方には、1月中旬に保険税(料)の納付状況のお知らせを送付します。

●国民健康保険税

保険税を納付した世帯主の方に「国民健康保険税納付済額確認書」を送付します。

●後期高齢者医療保険料

●介護保険料

普通徴収(口座振替・納付書払い)で保険料を納付した方に「後期高齢者医療保険料納付額確認書」、「介護保険料納付額確認書」を送付します。特別徴収(年金からの引き落とし)の方は、1月中旬に日本年金機構などの年金保険者が送付する「公的年金等の源泉徴収票」に保険料が記載されています。

●問合せ先

【国民健康保険】

【後期高齢者医療】

民生部住民課

【介護保険】

すこやかセンター内福祉課

障害者・特別障害者控除の認定書について

65歳以上の要介護認定を受けている方で、一定以上の障がいがあると認められる場合は、申告者本人や扶養親族が障害者手帳等の交付を受けていない方でも、障害者控除の対象となる場合があります。対象者の方には、**1月中旬以降**に障害者控除対象者認定書を送付しますので、確定申告(または準確定申告)の際に、ご利用ください。

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課



20歳になると国民年金に加入します

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万一」にも国が責任を持ってサポートする公的年金制度です。

義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

加入の手続き

国民年金の加入について、手続きは不要です。

保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納になっていると、

「万一」のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「**学生納付特例制度**」は、所得がない学生の方ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障がいが残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取れなくなることを防止するための制度です。

そのほかに、経済的な理由等により保険料の納付が困難な方のために「**保険料免除制度**」や「**納付猶予制度**」があります。

また、日本年金機構のホームページでは、国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除の手続きなどをわかりやすく説明した動画もご案内しています。ぜひ、ご覧ください。

●問合せ先

民生部住民課

